

序 編 私たちが暮らす北本市の環境は？

第1章 環境基本計画がなぜ必要なのか

第2章 環境問題や環境づくりへの市民の考え

第3章 北本市の環境の状況や環境保全への取り組み

1 北本市ってどんなまち

2 北本市が進めてきた取り組み



植物
ヤマユリ（花）



植物
シュウニヒトエ（花）



植物
ササバギンラン（花）



植物
オカトラノオ（花）

第1章 環境基本計画がなぜ必要なのか（計画策定の背景）

私たちは、豊かな自然の恵みのもとに、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきました。しかし、生活の便利さや物質的な豊かさを求めて、さまざまな資源やエネルギーを大量に消費してきた私たちの社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超える規模となっており、その結果、人間をはじめとするすべての生物の生存基盤である限りある環境を、地球的規模で脅かすまでになっています。

私たちが生活する北本市でも、かつては武蔵野の雑木林や荒川の清流など豊かな自然に恵まれていましたが、都市化の進展等により、農地、雑木林、谷津など多くの自然環境が失われつつあり、都市・生活型公害や廃棄物などによる環境問題をはじめ、地球温暖化に伴う自然環境や生活環境への影響なども身近な問題となってきています。また、豊かな自然の中で形成された歴史的な景観も少なくなっているほか、地域の資源や個性も失われつつあります。

私たちを取り巻く環境は、大気、水、土壌及び生物等のバランスによって成り立っており、私たちはこうした環境の重要性を深く認識し、残されている健全で恵み豊かな自然を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指していく必要があります。

また、健全で恵み豊かな環境が人間の健康で文化的な生活に不可欠であることにかんがみ、この環境を現在そして将来の世代が享受できるようにしていかなければなりません。

そこで、私たち一人ひとりが、環境の現状や果たす役割などを理解し、緑豊かな自然と共生するための取り組みを総合的かつ計画的に進めていくため、これらのガイドラインとなる環境基本計画を策定しています。

第二次北本市環境基本計画（以下、「本計画」という。）は、平成12年3月に策定した「北本市環境基本計画（第一次）」の期間が終了するとともに、新たな環境課題や社会情勢への対応を図っていくため、これからの環境施策の方向を定め、国・県・近隣市町の取り組みと連携しながら、適切に推進していくために、全面的に改定を行うことにしました。





【地球環境問題の動向】

平成 4（1992）年 6 月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」において、持続可能な開発に向けた地球規模での新たなパートナーシップの構築に向け、人と国家の行動原則を定めた「環境と開発に関するリオ宣言」と、その諸原則を実施するための行動計画である「アジェンダ 21」及び「森林に関する原則声明」が採択されました。また、「気候変動に関する国際連合枠組条約」と「生物の多様性に関する条約」の署名が開始されるなど、地球規模での環境問題への取り組みの重要性が発信されました。

わが国では、地球サミットを踏まえ平成 5（1993）年に、環境基本法が制定され、翌年に第一次「環境基本計画」が策定され、総合的計画的な環境政策への転換が進められました。平成 10（1998）年に「地球温暖化対策推進法」、平成 12（2000）年に「循環型社会形成推進基本法」、平成 20（2008）年に「生物多様性基本法」が制定されるなど、法整備や行動に向けた計画づくりと取り組みが進められてきています。

最近では、平成 22（2010）年に生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が名古屋で開催され、遺伝子資源の権利に係る「名古屋議定書」が採択され、生物多様性保全の行動目標を定めた「愛知ターゲット」が合意されました。わが国は、平成 23 年に「生物多様性保全地域連携促進法」を制定、平成 24 年に「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定し、その取り組みを進めていくことになりました。

一方、地球温暖化対策に向けた「京都議定書」の約束期間（2008年～2012年）が終了しました。わが国の公約である温室効果ガス排出量の 1990 年比 6% 削減目標は、排出量は実質増加しましたが、森林吸収や京都メカニズムクレジットにより達成が可能となりました。平成 25（2013）年の IPCC（気候変動に関する政府間パネル）報告では、今世紀末の世界平均地上気温は、最大で 2.6～4.8℃上昇する可能性が高く、人類の活動に伴う温室効果ガスの増大が大きな要因であるとされました。そのため、平成 27 年の COP21 での排出量削減の枠組みづくりに向けて、わが国も新たな削減目標を発表しました。

この 20 年間で世界の産業・経済情勢も大きく変化し、環境問題も、地球温暖化をベースに、エネルギーや水資源、生物多様性など、地球規模の資源を含めた総合的な環境問題へと変わってきています。

【地球環境問題と私たちとの関わり】

近年は、地球温暖化などの気候変動に伴い、局所的な豪雨などの自然災害の多発、熱中症など健康への影響、生態系や農業、水資源への影響などが、私たちの身近な環境問題となっています。

ごみ問題については、全国的に資源の分別やりサイクルが定着化するなど、さまざまな取り組みが進んできましたが、資源の少ないわが国においては、今後とも一層のごみの減量と資源化が必要となっています。

また、生物多様性の保全については、私たちの身近な自然の場でもある雑木林や農地、水辺からなる里地里山の保全や再生による自然生態系の保全をはじめ、特定外来種や野生鳥獣被害対策などとも密接に関わっています。

さらに、平成 23 年 3 月の東北地方太平洋沖地震による災害（東日本大震災）及び福島第一原子力発電所事故に伴い放出された放射性物質による環境汚染問題は、自然災害や原子力発電所事故からの安全・安心の確保、節電の取り組みや再生可能エネルギー活用などのエネルギー利用のあり方、自然との共生のあり方などに、さまざまな課題をもたらしました。

地球環境問題など現代社会のさまざまな課題の解決に向けては、一人ひとりが自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことが必要です。そのため、持続可能な社会づくりの担い手や参画の力を育む ESD（持続可能な開発のための教育）の推進が求められています。平成 26 年 11 月に日本で「ESD に関するユネスコ世界会議」が開催され、新たなグローバル・アクション・プログラムがスタートしました。

【国・県の環境基本計画について】

国では、平成 6 年に環境基本計画を策定して以降、社会情勢や環境の変化を踏まえ、改定を行ってきています。平成 24（2012）年に第四次環境基本計画を策定し、持続可能な社会の形成をめざして、「安全が確保される社会」を基盤として「自然共生社会」、「循環型社会」、「低炭素社会」の構築を目指していくことにしました。

埼玉県においても、国の取り組みと合わせて環境政策を進めていくために、平成 8 年 3 月に埼玉県環境基本計画（第一次）を策定し、同様に改定を行ってきています。平成 24 年 7 月に埼玉県環境基本計画（第四次）～持続可能な埼玉の未来を描く～を策定しました。

第2章 環境問題や環境づくりへの市民の考え

北本市の雑木林の多くは民有地にあります。近年、開発や相続等の関係で減少してきています。約6割の市民が「北本市の環境を代表しているので、子どもたちや将来世代に引き継いでいくことが望ましい。」と考えています。

自然環境・

望ましいとした市民の半数以上は、雑木林を残していくためには、「雑木林や公園などの清掃・美化活動への協力」や「下草刈りや落ち葉かきなど雑木林保全活動への協力」が必要としています。また、「市の予算で財源の確保」や「雑木林の維持管理への経済的支援」、「雑木林を使った子どもの環境学習への協力」もそれぞれ4割以上の市民が必要としています。

北本市で最も大切にしていきたい環境として、

- ① 買い物や交通の利便性 <②>
- ② 市内に残る雑木林などの身近な自然 <①>
- ③ 石戸蒲ザクラや荒川沿いの桜並木 <④>
- ④ 市内の公園・街路樹社寺林等の緑 <③>

などをあげています。

※ <> 内①～④はH19年調査での順位を示す。

大切にしていきたい環境

親子アンケート結果では

- ① 安心して歩ける・自転車が乗れる道など
- ② 石戸蒲ザクラや荒川の桜並木
- ③ 神社やお寺、祭りなどの文化が6割以上や6割近くと高く、
- ④ いろいろな生きものが見られる所
- ⑤ 家の近くの林（雑木林）などの自然が、3～4割となっています。

「雑木林や水辺などの自然」や「昆虫や野鳥など身近な生きものとのふれあい」は、3～4割の市民が“変わらない”と感じています。前回調査に比べ“わからない”との回答も増えましたが、「雑木林や水辺などの自然」は“やや良くなった”と感じている市民も3割近くいます。

「公園や緑道・街路樹などの緑」の変化も、前回調査と同様に、4割強の市民が“変わらない”と感じていますが、約3割の市民が“やや良くなった”と感じています。

ここ5～6年の自然環境の変化

「農地や田園景観」の変化は、5割近くの市民が“変わらない”と感じていますが、悪化していると感じている市民も2～3割います。

「文化財等の歴史的・文化的環境とのふれあい」の変化は、前回調査と同様に5割以上の市民が“変わらない”と感じています。また、“わからない”との回答も2～3割と多く、10ポイント近く増えています。

環境基本計画の見直しにあたり、平成 27 年 6 月に市民や事業者、小学 5 年生の親子を対象に環境意識調査を実施しました。ここでは、環境問題や環境づくりに対する意見などの概要を示しています。なお、文中の前回調査は平成 19 年に行われた計画改訂時の環境意識調査をいいます。

・生活環境

「空気のきれいさ」や身近な場所での「音（騒音）」や「におい（悪臭）」の変化については、5～6 割の市民が変わっていないとしています。

前回調査では悪化しているが 3～4 割ありましたが、それぞれ 10 ポイント程度減少しています。

「水路や河川の水質」の変化については、“変わらない”と感じている市民が 4 割近くいますが、“わからない”との回答も 3 割以上と多く、日常の生活で水路や河川などの水辺にふれる機会が少ないと考えられます。

「自転車の利用しやすさ」では、“変わらない”との回答も 4 割以上ありますが、やや悪くなっていると感じている市民も約 2 割います。

「公共交通機関の利便さ」の変化は、“変わらない”との回答も 4 割近くありますが、やや良くなったと感じている市民が 4 割近くと、前回調査に比べ 10 ポイント以上高くなっています。

ここ 5～6 年の生活環境の変化

「歩道の整備など散策やまち歩きしやすさ」の変化は、“変わらない”との回答も 4 割近くありますが、やや良くなったと感じている市民が 4 割と多くなっています。

「家の周りや道路でのごみの散乱」や「林や水辺、農地でのごみの散乱や不法投棄」の変化は、“変わらない”と感じている市民がそれぞれ 4 割前後と多いですが、前回調査に比べ、悪化していると感じている市民の割合が 10 ポイント以上減っています。

どんな環境のまちであったら良いか

子どもたちは、北本市が

- ①空気がきれいなまち
- ②安心して自転車に乗って、いろいろなところにいけるまち
- ③ごみがちらかっていないきれいなまち
- ④公園や林、水辺などが近くにあり、外で遊ぶことができるまちであつたらいいなど、それぞれ半数近くの児童が考えています。

※H27 環境に係る親子アンケート結果

まちづくりに向け優先すべき取り組みとして

- ①自然に親しめる公園の整備
- ②雑木林の保全と整備（管理）
- ③水のきれいさの確保・維持
- ④市街地や住宅地の緑化の推進
- ⑤騒音・振動、悪臭の防止をあげています。

※前回調査でも同様の取り組みを優先すべきとなっていました。

まちづくりに向けて優先すべき取り組み

子育てしていく上で改善してほしい環境として

- ①自転車が安心して乗れる環境が 6 割と高く、次いで
- ②公害や汚染がない環境
- ③子どもが雑木林や水辺などのある公園で安心して遊べる環境
- ④ごみが散乱していない清潔な環境が 4 割以上となっています。

※H27 環境に係る親子アンケート結果

自家用車は、回答された市民の 9 割近くが所有しています。

そのうち約 6 割が 1 台の所有ですが、3~4 割が 2 台以上所有しています。

自家用車が生活やライフスタイルの移動手段として定着しています。

平成 23 年 3 月の東日本大震災以降の「マイカー利用時でのエコドライブの取り組み」は、「震災時の取り組みを継続している」が 2~3 割、「一層取り組んでいる」が 1 割強と約 4 割の市民が継続して取り組んでいます。

また、「震災前後で変わらない」取り組みをしているも 4 割となっています。

「近在や買い物にはマイカー利用を控えるようにする」は、3 人に 1 人が「いつも行っている」としています。反面、「今後も行うつもりはない」も 2 割以上となっています。

自然エネルギー利用設備は、回答された市民のうち太陽光発電は 6%、太陽熱給湯機・温水器は約 5% の家庭で導入しています。

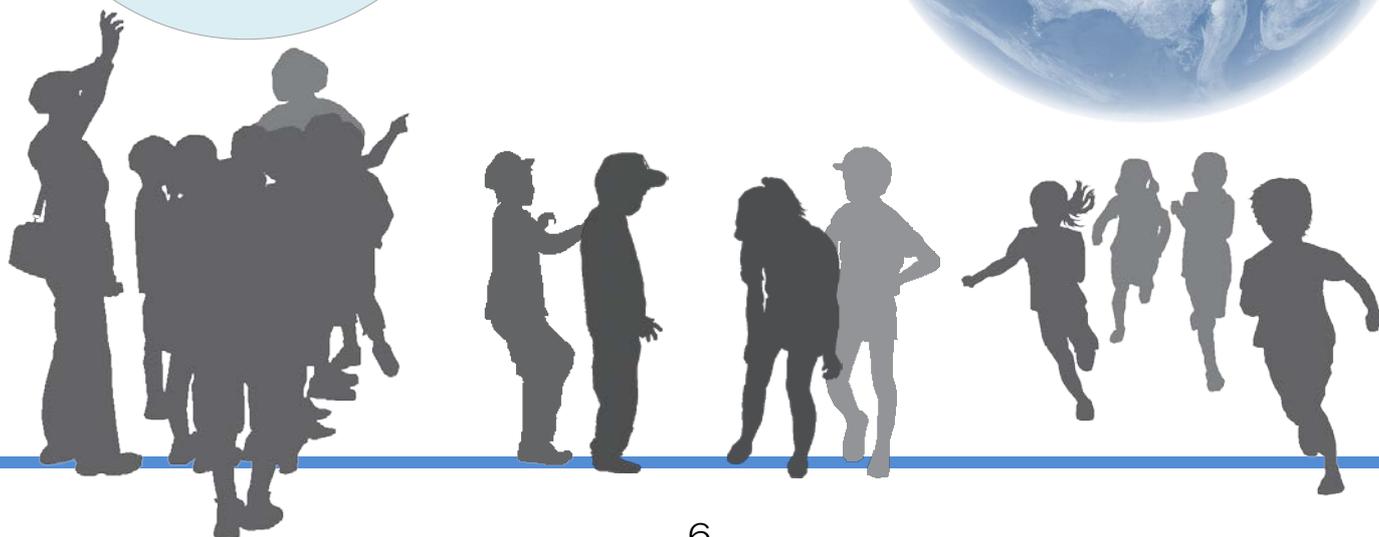
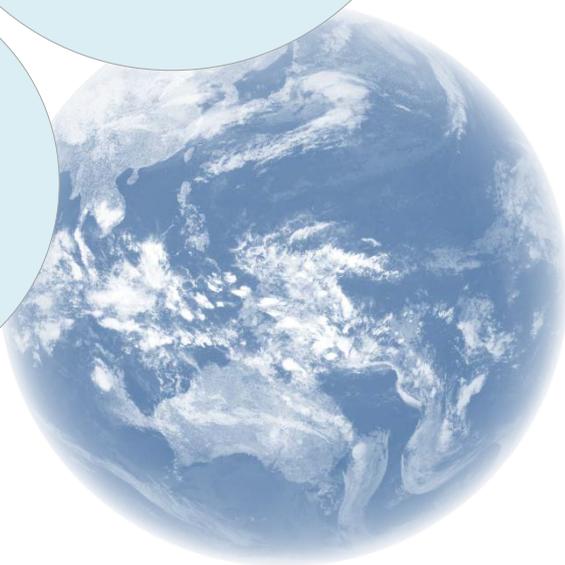
“将来も導入しない”が 4 割前後と多く、導入経費や高齢世帯の増加などが考えられます。

平成 23 年 3 月の東日本大震災以降の省エネへの取り組みとしては、「家庭での節電など省エネの取組」は、「震災時の取り組みを継続している」が 4 割以上、「一層取り組んでいる」が 2 割近くと、合わせて 6 割の市民が継続して取り組んでいます。

住まいの断熱化・気密化は、回答された市民のうち 2~3 割の家庭で導入されています。また、将来的には導入したいも 4 人に 1 人の割合となっています。

高効率給湯器は 2 割近くの家庭で導入されており、2 割以上の家庭で導入したいと考えています。

ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS) については“分からない”との回答が 5 割近くあり、今後、家庭でのエネルギー管理の理解を深めていく必要があります。



・ 日常生活や環境保全行動など

ごみの減量・資源化に向けた行動

ごみの減量・資源化に向けて、「リサイクル可能なものはきちんと資源回収に出す」は8割以上、「生ごみは水分を絞ってから出す」、「買い物袋を持ち歩き、レジ袋や包装は断る」、「ものを大切に使用し、修理して長く使う」も6割以上の市民がいつも行っています。

不用品の再利用や生ごみの堆肥化の取り組みは、フリーマーケットや住宅事情などもあり、全体的に低くなっています。

前回調査と比べて各項目とも15ポイント程度高くなっており、減量や資源化の意識は高くなっています。

ほとんどの市民が、ごみカレンダーに決められたとおりに分別やゴミ出しをいつも行っているとしています。

一層の減量化に向け、ごみの発生を減らしていく取り組みが課題となっています。

エネルギーを大切にする行動

電気などのエネルギーを大切に使うための取り組みとして、「見ていないテレビや使っていない照明は消す」は8割以上の市民が実施しています。「夜中の炊飯ジャーや電気ポットの保温を控える」、「カーテンなど省エネに役立つ工夫をする」なども6割となっています。

前回調査と比べ、各項目とも10ポイント程度「いつも行っている」との割合が高くなっており、節電等省エネ行動が普及していることが考えられます。

回答のあった市民の2割以上が、電気やガソリンの消費状況を環境家計簿などでいつもチェックしています。今後行いたいと考えている市民も同じ割合となっています。

反面、3割近くが今後も行うつもりはないとしています。

ごみのポイ捨て防止や家のまわりの美化・清掃など環境美化への関心や行動意識は高く8割前後の市民がいつも行っています。

前回調査と比べ、家のまわりの美化・清掃への取り組みは20ポイント以上高くなっています。

地球温暖化対策に向けた取り組み

地球温暖化対策に向け優先すべき取り組みとして

① 徒歩や自転車を利用しやすい環境の整備

を半数以上の市民が優先すべきとしています。次いで、

② 節電など質素なライフスタイルの普及

③ バスなどの公共交通の充実

④ 家庭での省エネ対策の普及が3割以上となっています。

②と③を合わせた約7割が家庭での取り組みを優先すべきとしています。



第3章 北本市の環境の状況や環境保全への取り組み

1 北本市ってどんなまち

【地理・交通】交通の利便性が高い首都近郊の住宅都市

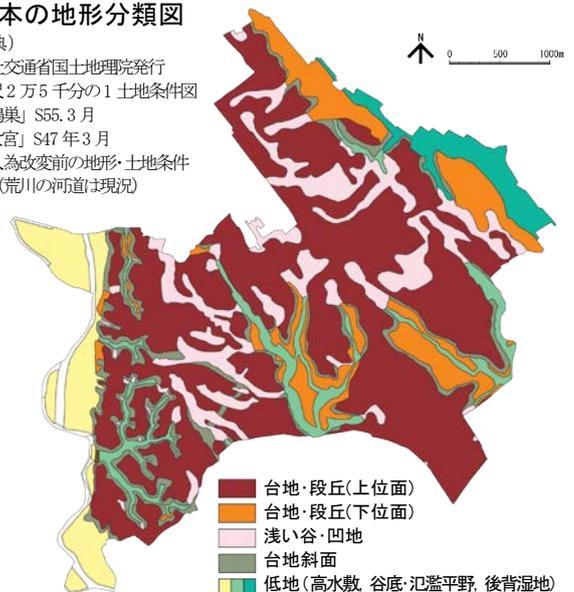
- 東西 5.8 k m、南北 5.3 k m、面積 19.82 k m²の市域で、市の中心部（北本駅や市役所）から 4～5 k mの範囲内にあり、歩いて概ね 1 時間以内で行けるまとまりある市域です。
- 埼玉県小平市の平野部のほぼ中央部、東京都心から約 45 k m圏に位置しています。
- 都心まで約 50 分の通勤圏に当たり、住宅都市として発展しています。
- 主要交通として J R 高崎線、国道 17 号線及び中山道が市中央部を南北に縦断しています。
- 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が市の南側を東西に横断（平成 27 年 10 月開通）し、国道 17 号線を挟む東西に桶川加納 I C 及び桶川北本 I C が開設され、東名自動車道や中央自動車道、関越自動車道、東北自動車道に直結しています。
- 今後、桶川北本 I C に接続し、県中央地域の道路ネットワーク形成と国道 17 号線の交通緩和や沿道環境改善に向けて、国道 17 号・上尾道路（さいたま市西区宮前町～鴻巣市箕田、市の西部を縦貫）が整備される予定です。

【地形・地盤】地盤の安定した台地と荒川などの河川、歴史文化がつくる多彩な景観のまち

- 市域は、荒川と元荒川に挟まれた大宮台地に位置し、中央部を縦貫する J R 高崎線や国道 17 号、中山道を軸として両側に市街化区域、その外側に雑木林や農地からなる里地里山環境が引き継がれてきている緑豊かな地域です。
- 市街地が広がる大宮台地面は平坦で、河川氾濫や土砂災害、地震などに安定した地盤です。
- 市域の西側は荒川により形成された低地、東側は赤堀川等により形成された低地が分布しています。
- 東部では大宮台地が次第に低くなり、深井・宮内・古市場付近で沖積低地に埋没し、台地と低地の境がはっきりしないのが特徴です。
- 西部の高尾・荒井・石戸宿の西側は荒川低地と大宮台地との境界部にあたり、標高差 10～15m 程度の比較的急な斜面地（台地縁辺の斜面）となっています。小さな谷津や谷が発達した変化に富んだ地形からなり、湧水や湿地をはじめ、多様な動植物が生育・生息する貴重な自然環境の場が残っています。

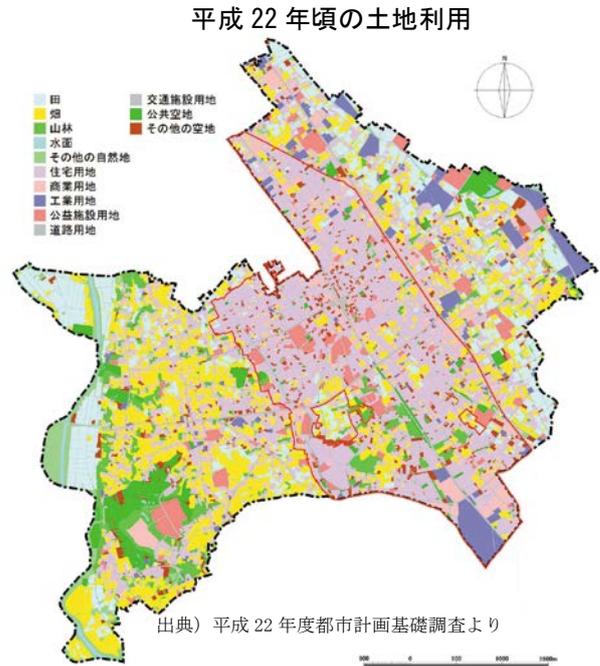
北本の地形分類図

出典)
国土交通省国土地理院発行
縮尺 2 万 5 千分の 1 土地条件図
「鴻巣」 S55.3 月
「大宮」 S47 年 3 月
※人為改変前の地形・土地条件
(荒川の河道は現況)



【緑・自然】首都近郊で豊かな雑木林のあるまち

- 身近な自然である雑木林が、市街地の中に点在しています。
- 石戸緑地保全地区や高尾宮岡ふるさとの緑の景観地、緑地保護地区として保護・保全されているほか、野外活動センターや埼玉県自然学習センター、公園などとして、自然とのふれあいの場として、保全・活用されています。
- JR 高崎線の沿線の北本中央緑地の雑木林は、市の玄関口として「雑木林のあるまち」のシンボルともなっており、指定管理者により管理され、散策路や雑木林とのふれあいなど市民の憩いの場ともなっています。
- 市の西部、高尾・荒井・石戸宿には変化に富んだ地形と一体となった雑木林が多く残っています。また、東部をはじめ市内各地に、屋敷林や社寺林をはじめ、小規模な雑木林などの緑が多く点在し、公園や緑地などとしても活用されています。
- これらの雑木林をはじめ、市の東部と西部には、水田や畑、果樹園などのまとまった農地が残されてきており、多様な生物の生息環境の場や安らぎのある自然景観を形成しています。

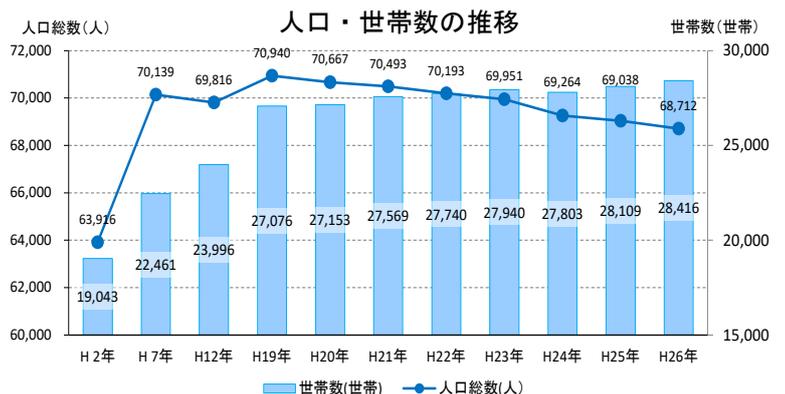


【土地利用・産業等】自然的利用と都市的利用など土地利用のバランスがとれたまち

- 中山道の宿場町を元に、住宅都市として JR 北本駅を中心に発展しています。
- 宅地（約 41%）、農地・山林（約 33%）、雑種地・その他（26%）と偏りの少ない土地利用となっています。
- 製造業等の工業地区は南部の下石戸上地区や東部の朝日・中丸地区などに分散しています。
- 農産物ではかつてのトマト栽培の伝統を踏まえ「北本トマト」のブランド化を進めています。

【人口推移】少子高齢社会のなかで、市民協働によるまちづくりをめざすまち

- 平成 27 年 9 月 1 日現在、人口は 68,245 人、世帯数 28,581 世帯、世帯当たり人員 2.4 人です。
- 人口は、平成 7 年以降現在まで 7 万人前後の横ばい状況で推移していますが、平成 16 年の 71,137 人をピークに減少傾向となっています。
- 直近の人口移動状況を反映した将来推計では、平成 37 年度末の人口は約 61,265 人と想定されており、今後、高齢者の増加、生産年齢人口や年少人口の減少が見込まれます。



2 北本市が進めてきた取り組み

昭和 54 年に北本市総合振興計画を策定して以来、一貫して「緑にかこまれた健康な文化都市」を将来都市像に掲げ、新しい文化を創造し、健康で幸せな生活が営まれるまちを、豊かな緑の中につくり上げることを目指してきました。

かつては武蔵野の雑木林や荒川の清流など豊かな自然に恵まれていましたが、都市化の拡大に伴い、農地や雑木林、谷津など多くの自然環境や豊かな自然の中で形成された歴史的な景観が減少し、都市・生活型公害や廃棄物などの環境問題が発生してきました。

また、「雑木林のまち北本」を代表する高崎線沿線の民有の雑木林は、昭和 56 年に「北本市中丸-ふるさとの森」に指定され、平成 6 年には一部が都市緑地となりましたが、多くの雑木林は急速な都市化に伴い、公有地化できないまま減少してきています。

北本市の主な取り組みと国・県の主な環境政策

和暦	西暦	北本市の主な環境関連出来事・計画等		国・県等の主な環境関係法令・計画等
昭和 18 年	1943	☆石戸村と中丸村が合併、北本宿村となる		
昭和 34 年	1959	☆町制施行により北本町となる（人口 15,300 人、2,849 世帯）		
昭和 46 年	1971	☆埼玉県で 33 番目の市として北本市が誕生（人口 33,561 人、8,667 世帯）		
昭和 54 年	1979	総合振興計画（第一次）		
昭和 56 年	1981	北本市中丸-ふるさとの森に指定		
平成 4 年	1992	廃棄物減量等推進審議会条例 ☆北本自然観察公園（開園）		★ブラジルのリオ・デ・ジャネイロ地球サミット開催、気候変動枠組条約・生物多様性条約の署名開始
平成 5 年	1993	まちづくり条例（H6.4 施行）		環境基本法制定、絶滅のおそれのある野生生物種の保存法施行
平成 6 年	1994	☆北本中央緑地を都市緑地として保全		●環境基本計画（第一次）
平成 7 年	1995			容器包装リサイクル法公布・施行、家電リサイクル法制定 ○埼玉県環境基本条例施行、○埼玉県環境影響評価条例施行
平成 8 年	1996			●埼玉県環境基本計画（第 1 次） ●埼玉県廃棄物処理基本計画（第 4 次）
平成 9 年	1997	環境審議会条例		★第 3 回気候変動枠組条約締結国会議（COP3）京都開催
平成 10 年	1998	環境基本条例		
平成 11 年	1999	☆シンボルマーク誕生 都市マスタープラン		ダイオキシン類対策特措法（H13 年施行） 化管法改正（PRTR 制度の導入） ●彩の国豊かな自然環境づくり計画
平成 12 年	2000	環境基本計画（第一次）		循環型社会形成推進基本法公布・施行、家電リサイクル法施行 ○埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行
平成 13 年	2001	☆ISO14001 認証取得		○埼玉県ごみの散乱防止に関する条例施行 ○埼玉県生活環境保全条例（公害防止条例全部改正、H14.4 施行） ●埼玉県環境基本計画（第 2 次） ●埼玉県廃棄物処理基本計画（第 5 次）
平成 14 年	2002			資源有効利用促進法施行、建設リサイクル法全面施行、 エネルギー政策基本法施行
平成 15 年	2003	地球温暖化対策実行計画（第一次）		自然再生法施行、土壤汚染対策法施行、改正農薬取締法施行、 食品リサイクル法施行 ●循環型社会形成基本計画 ○埼玉県土砂の排出・たい積等の規制に関する条例施行
平成 16 年	2004	☆ふるさとのみどりのトラスト基金設置		環境保全活動・環境教育推進法施行
平成 17 年	2005	土砂等のたい積の規制に関する条例 次世代育成支援行動計画（前期計画）		京都議定書発効 ●京都議定書目標達成計画 外来生物法施行、景観法施行、自動車リサイクル法全面施行、 食育基本法施行 ○ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（一部改正）施行
平成 18 年	2006	第四次総合振興計画基本構想（H18～ H27）		●第三次環境基本計画 バイオマス・ニッポン総合戦略策定 有機農業推進法施行、改正省エネ法施行 ●埼玉県広域緑地計画、●埼玉県廃棄物処理基本計画（第 6 次）

こうした中、オゾン層の破壊や熱帯林の減少、地球温暖化などの地球環境問題が顕在化するなど、従来の公害対策だけではこうした問題に対応していくことが困難になってきました。国では、新たな環境問題に対応していくために、環境基本法の制定と環境基本計画を策定し、総合的・計画的に環境の保全と創造を図っていくことにしました。

こうした情勢を受けて、市では、平成10年6月に北本市環境基本条例を制定し、「緑豊かな自然と共生する 安全で健康な文化都市・北本」を環境像とした北本市環境基本計画（第一次）を平成12年3月に策定し、「自然と人間の共生する環境」と「環境負荷の少ない地域社会の実現」、「地球環境を守る地域からの取り組みの推進」を進めてきました。また、平成20年3月には、この計画の改訂を行い、引き続き、市民・事業者・民間団体と協働による取り組みを進めてきています。

☆：北本市の主な出来事、★：環境問題に係る主な国際会議、●：国の関連計画、○：県の条例、●：県の計画を示す。

和暦	西暦	北本市の主な環境関連出来事・計画等	国・県等の主な環境関係法令・計画等
平成19年	2007	第6期分別収集計画（H21～H25） 市民と行政との協働推進計画	改正フロン回収破壊法施行、観光立国推進基本法施行 ●第3次生物多様性国家戦略 ●埼玉県環境基本計画（第3次）
平成20年	2008	環境基本計画改訂 ☆緑のトラスト保全地（高尾宮岡の景観地）整備	生物多様性基本法施行、エコツーリズム推進法施行 改正廃棄物処理法施行 ●第2次循環型社会形成推進基本計画 ●京都議定書目標達成計画改定、低炭素社会づくり行動計画 ●生物多様性保全県戦略（埼玉県）
平成21年	2009	自治基本条例制定（H224施行） 第四次総合振興計画中期基本計画（H21～H24） 都市マスタープラン 一般廃棄物処理基本計画	微小粒子状物質（PM2.5）に係る環境基準告示 改正地球温暖化対策推進法施行、食育基本法改正 ○埼玉県地球温暖化対策推進条例施行 ●ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）
平成22年	2010	次世代育成支援行動計画（後期計画）	●生物多様性国家戦略2010、里地里山保全活動行動計画 ★生物多様性条約定締結国会議（COP10）名古屋開催
平成23年	2011	3月11日東日本大震災、福島第一原子力発電所事故	
			東日本大震災復興基本法施行 東日本廃棄物処理特措法・放射性物質処理特措法施行 生物多様性地域連携促進法施行 ●埼玉県廃棄物処理基本計画（第7次） ○埼玉県地球温暖化対策推進条例改正・施行
平成24年	2012	☆セーフコミュニティ推進協議会設置 第四次総合振興計画後期基本計画（H24～H27）	環境教育等促進法（改正環境保全活動・環境教育推進法）施行 工ごまち法（都市の低炭素の促進に関する法律）施行 ●第四次環境基本計画 ●生物多様性国家戦略2012-2020 ●埼玉県環境基本計画策定（第4次）●埼玉県広域緑地計画改訂 京都議定書第一約束期間終了
平成25年	2013	市民参画推進条例、協働推進条例 市民公益活動推進計画 第7期分別収集計画（H26～H30）	小型家電リサイクル法施行、地球温暖化対策推進法改正 ★温室効果ガス25%削減目標撤回
平成26年	2014	地域防災計画一部修正 第3次地球温暖化対策実行計画（H26～H30） 生涯学習推進計画（H26～H35） ☆市役所新庁舎、児童館オープン	
平成27年	2015	☆圏央道開通（桶川北本IC～白岡宮蒲IC）	★COP21に向け、2030年温室効果ガス排出量2013年比26.3%削減を目標に設定 ●ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）改訂

第一次北本市環境基本計画の成果と課題

第一次北本市環境基本計画が進めてきた取り組みの成果と課題の概要は、次のようになります。なお、計画で進めてきた取り組み状況の詳細については、環境基本計画年次報告書を参照してください。

長期的な目標 1 自然と人間の共生する環境
<ul style="list-style-type: none">○ 市街地に残る雑木林をはじめ、西部地域の荒川や荒川沿いの谷津のある里山、西部や東部地域に広がる農地や社寺林・屋敷林は、北本市を代表する自然環境で、多様な生物が息返し、北本自然観察公園が整備されるなど、市民の自然とのふれあいの場となっています。○ また、JR高崎線沿いの北本中央緑地の雑木林をはじめ、高尾宮岡ふるさとの緑の景観地（埼玉県緑のトラスト保全 8 号地）などの自然は、市民参加型で整備や管理、自然とのふれあい活動などが進められてきています。○ 雑木林などの緑地の多くは民有地にあり、宅地開発や市街地整備などに伴い、農地や雑木林は減少しています。また、上尾道路の整備や圏央道インターチェンジ周辺などの開発、相続税との関係で減少する可能性も高いです。○ 今後も、今残されている雑木林などの自然を守り育み、住宅地や市街地の緑化などにより、緑のネットワーク形成を進め、生物多様性の保全と緑豊かで魅力あるまちづくりを進めていくことが課題となっています。
長期的な目標 2 環境への負荷の少ない地域社会の実現
<ul style="list-style-type: none">○ 生活環境はおおむね良好に保たれてきています。市民の健康に対する意識も高くなっています。今後、光化学スモッグやPM2.5、原発事故に伴う放射線量、水質汚濁などの広域的な環境汚染への監視をはじめ、騒音や悪臭、土壌・地下水汚染、有害化学物質への注意など、安全・安心に係る情報の整備と提供が必要です。○ ごみ処理（中間・最終）を市外に頼っているため、市民・事業者との協働によりごみ減量・資源化を強く進めてきましたが、今後も一層の4Rの推進によるごみの減量・資源化が求められています。また、鴻巣市・行田市との広域処理への移行が進められています。○ 省資源・省エネルギーについては、市民・事業者とも日常生活や事業活動での取り組みが向上してきています。また、公共施設への自然エネルギーや省エネルギー施設の導入、住宅への設置補助が進められてきています。
長期的な目標 3 地球環境を守る地域からの取り組みの推進
<ul style="list-style-type: none">○ 地球温暖化対策に向けては、省資源・省エネルギーの普及啓発を進めています。しかし、市内からの温室効果ガスの排出は、産業部門の排出量は減少しましたが、人口や世帯数の増加により家庭からの排出量や自動車利用に伴う排出量は増加し、市内からの排出量の 6 割以上を占めています。今後、これらの部門からの削減が課題となっています。○ 環境教育・環境学習については、埼玉県自然学習センターをはじめ、北本中央緑地や高尾宮岡ふるさとの緑の景観地などで民間団体との協力で進められていますが、市民の自主的な環境学習の推進や環境づくりに係るリーダー育成は今後の課題となっています。○ 市民との協働による環境づくりは、ごみ減量等推進市民会議や民間団体の協力により進めてきています。一層の推進に向けては、幅広い民間団体や市民・事業者によるネットワークづくりが必要となっています。また、北本市では市民協働推進条例などを策定し、協働によるまちづくりを進めていくことにしました。